

平成30年第8回高梁市教育委員会（定例）会議録

1. 招集 平成30年8月22日 午後1時30分
2. 開会 平成30年8月22日 午後1時30分
3. 閉会 平成30年8月22日 午後4時30分
4. 会議の種別 定例会（第1回）
5. 会議の場所 高梁市役所 4階会議室1・2
6. 出席、欠席した委員の番号及び氏名

議席番号	氏名	出欠の別	備考
1	吉川 昭	出席	
2	山内廣子	出席	
3	川上はる江	出席	
4	和久野慶子	出席	

7. 説明のため会議に出席を求められた者の職氏名

職名	氏名	備考

8. 会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	備考
教育長	小田幸伸	
教育次長	大場基成	
参与	田村啓介	
教育総務課長	大福克志	
学校教育課長	石原洋重	
社会教育課長	渡辺丈夫	
スポーツ振興課長	川上啓二	
文化センター所長代理	原田貴子	
教育総務課総務係長	村上靖恵	

9. 会議に付した議案の題目及びその結果

議案番号	件名	結果
議案第42号	専決処分の承認を求めることについて	承認
議案第43号	区域外就学の許可について	可決
議案第44号	平成31年度高梁市立小学校使用教科用図書の採択について	可決
議案第45号	平成31年度高梁市立中学校使用教科用図書の採択について	可決
議案第46号	平成31年度高梁市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について	可決
議案第47号	高梁市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱等について	可決
議案第48号	高梁市いじめ問題対策基本方針の改定について	可決
議案第49号	高梁市教育委員会の事務に関する点検評価について	可決

10. 会議録署名委員の番号及び氏名

第3番 川上 はる江

第1番 吉川 昭

11. 議事の内容

別紙会議議事要録のとおり

第8回教育委員会（定例）会議議事要録

1. 開会

教育長あいさつ

平成30年7月豪雨以降、災害対応を中心とした業務を行ってきたが、現在は復旧・復興に向けた取り組みへと移行しつつある。7月5日午後9時から継続していた災害対策本部は、8月8日をもって廃止、翌9日から復興対策本部が設置された。また、市長直轄部署として、新たに復興対策課が設けられ、被災者支援と復旧・復興に関わる業務を一元的に行うこととなった。この一連の動きに伴う人事異動によって、教育委員会事務局では、スポーツ振興課の職員1名が議会事務局へ転出となつたため、年度末までは1名減員のまま業務を行うことになる。

復旧・復興に向けては長い道のりが待っており、元通りにするというだけではなく、場合によっては廃棄や移転、あるいはより良いものへ改善を図りながら進めていく必要があるが、同時に通常業務も滞りなく進めていかなければならない。災害復旧に係る予算が100億円を超えるような巨額となる可能性のある中で、本年度予定していた事業についてゼロベースからの見直しを行った結果、教育委員会でも中止や延期となつた事業がある。そうした中でも実効性のある教育施策は、確実に進めていかなければならないと思っている。

今後、数年間は、復興業務と通常業務を並行して行うこととなるが、教育委員の皆さんにも、よろしくお願いする。

2. 前回教育委員会の報告

教育長	前回の報告に対する質問、意見等はあるか。 なければ承認の挙手を願いたい。 (全員挙手)
教育長	前回の会議録は、承認する。

3. 教育長の報告

(1) 議会関係

8月9日(木)	臨時議会
---------	------

(2) 行事等

7月25日(水)	ヒルクライム臨時実行委員会
7月26日(木)	人権擁護委員研修会
7月27日(金)	成羽美術館 追悼特別展「高倉健」開会式
8月1日(水)	シャルム支援金贈呈式（トマト銀行・備北信用金庫）
8月2日(木)	校園長会
8月3日(金)	教職員研修大会
8月3日(金)	教科書採択協議会
8月7日(火)	文部科学省生涯学習局来高
8月7日(火)	【中止】教頭面談（～9日）
8月11日(土)	3ライズサマーステージU-15

8月13日(月)	スポーツ交流フェスティバル(～17日)
8月15日(水)	備中たかはし松山踊り

4. 議事

教育長	議案第42号「専決処分の承認を求めるについて」専決第20号「就学学校変更の許可について」及び専決第21号「区域外就学の許可について」は、議案に沿って事務局より説明。
教育長	専決第20号、専決第21号について、何か質問等はあるか。なければ以上2件の専決処分の承認に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手)
教育長	専決第20号、専決第21号は、承認する。 以上をもって、議案第42号は、承認する。
教育長	議案第43号「区域外就学の許可について」は、議案に沿って事務局より説明。
教育長	何か質問等はあるか。なければ可決に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手)
教育長	議案第43号は、可決する。
教育長	議案第44号「平成31年度高梁市立小学校使用教科用図書の採択について」は、議案に沿って事務局より説明。
教育長	何か質問等はあるか。なければ可決に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手)
教育長	議案第44号は、可決する。
教育長	議案第45号「平成31年度高梁市立中学校使用教科用図書の採択について」は、議案に沿って事務局より説明。
教育長	何か質問等はあるか。なければ可決に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手)
教育長	議案第45号は、可決する。
教育長	議案第46号「平成31年度高梁市立小・中学校特別支援学級使用教科用図書の採択について」は、議案に沿って事務局より説明。
教育長	何か質問等はあるか。なければ可決に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手)
教育長	議案第46号は、可決する。
教育長	議案第47号「高梁市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱等について」は、議案に沿って事務局より説明。
学校教育課長	校長会やPTA連合会の役員改選は5月ごろ行われており、新たに委嘱が必要となる委員も分かると思うが、もっと早い時期の提案はできなかつたか。7月に提案できれば、協議会の会議も早く開催できたと思うがどうか。 例年は7月に開催しており、今年度も同様に準備を進めていたが、豪雨災害対応で7月中の開催が困難な状況となり、8月に延期させていただいたため、今回の提案となったものである。
教育長	何か質問等はあるか。なければ可決に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手)
教育長	議案第47号は、可決する。

	議案第48号「高梁市いじめ問題対策基本方針の改定について」は、議案に沿つて事務局より説明。
教育長 教育委員	何か質問等はあるか。 県の基本方針の改定を踏まえての改定ということであるが、今回の改定部分は、県に準じた内容となっているのか、市独自の内容が含まれているのか。
学校教育課長	いじめの定義や、いじめ防止基本方針を地域や保護者に示すといった内容は、県に準じた改正である。また、いじめへの対処としての積極的な認知、対策委員会への報告、記録の保存期間、いじめの解消の定義といった内容についても県に準じている。重大事態への対応に係る改正部分は、市独自の内容もある。
教育委員	「発達段階におけるいじめの特徴と対処例」に記載されている内容は、いじめの発生を防ぐための対処例であって、いじめが発生している場合の対処例が含まれていないように思われたが、そうした内容の記載は必要ないか。また、高校生は生徒が教員や保護者に相談しなくなる場合があるとの説明はあるが、小・中学生についても教員や保護者に相談することの大切さを加える方がよいのではないか。
学校教育課長	ご指摘の第1章中の項目は、未然防止に関わる対処例となっている。いじめへの対処ということでは、第3章中の項目となるが、具体的な対処例は挙げていない。未然防止として早期発見に努めるということが、一番の対策であると考えている。また、低学年から保護者等へ相談することが大切であるというご意見はもつともあり、学校への周知も十分に図っていきたい。
教育長	ここまで事細かな内容を果たして実行できるのか。いじめ防止として丁寧な対処は当然必要であるが、基本方針としては、ここまで網羅する必要はあるだろうか。簡素に基本的な方針を示した上で、各学校で工夫して取り組んでもらうことはできないか。ここまで内容を示さないと、現場としての取り組みが難しいか。
学校教育課長	現状としては、具体的な内容を学校へ示さないと対応が難しい面がある。若い職員が増えており、周知徹底を図るためにも、基本的な内容を押さえておく必要はあると考える。しかし、いじめの早期発見という観点から、疑いも含めた報告件数が増大する中で、一つひとつ内容を調べて丁寧に対応することは非常に時間もかかり、現場の負担が大きくなってしまうことも考えられる。
教育長	心配しているのは、細かな内容を示すことによって学校側が必要以上に委縮して、思い切った教育内容、教育活動を展開できなくなることである。基本方針の趣旨や内容を十分理解した上の取り組みが重要であるので、単に方針を示すだけでなく、研修等でも十分な説明を行ってほしい。
教育委員	「いじめへの対処」の項目の中に、卒業までは資料等を保管するはあるが、小学校から中学校、中学校から高校といった、学校が変わる接続時の情報共有や連携についての内容を記載する必要はないか。
学校教育課長	保存期間が過ぎて資料をすぐに廃棄するという訳ではなく、本市でも小中連携の加配を付けて、小学校から中学校へのスムーズな移行に力を入れているところである。教育委員会として、情報共有や連携が図られているかをきちんと確認しながら進めなければならないことと考える。
教育長 学校教育課長	学校の接続時の情報共有に関する内容記載との意見についてはどうか。
教育長 学校教育課 教育長	加えるとすれば、「いじめへの対処」の項目の中で、資料保存に関する事項に追記すべきかと考える。
社会教育課長	この基本方針の対象はどこまでか。幼稚園はどうか。 児童生徒とされているので、園児は対象外と認識している。
教育委員	県に準じているので、市の基本方針も小学校低学年からの記述となっており、幼稚園までを意識した内容とはしていないが、幼稚園にこのようなマニュアルはあるだろうか。 保育園の事例であるが、過去にいじめとして対応したことはあった。マニュアルではない。 これは市のいじめ対策基本方針であるので、幼稚園も含め、全ての関係機関に届いていると思っていた。いじめ問題対策連絡協議会の委員には園長会会長も含まれ、改定にも携わっており、市全体としての方針と認識している。いじめ防止対策推進法では、学校で基本方針を策定することになっているので、小学校や幼稚園、それぞれに方針を作られているものと理解していた。また、学校間の連携等については、

教育委員	学校運営基本方針等に示されていることなので、いじめ対策基本方針としては、詳細に記載せずとも、関係機関との連携の項目の記載内容でも十分ではないか。 市立高校に対しても基本方針は伝達されているとは思うが、十分な周知徹底を図っていただきたい。
教育長	序章部分で、対象となる範囲を明確にすべきであったかもしれない。幼稚園や保育園が含まれていないのであれば検討の必要があるとも考える。
教育委員	序章で、市全体の基本方針として策定することをうたい、対象は明らかにしていると認識している。この基本方針は各学校が定める方針の指針となる上位の方針としての位置付けであり、あれもこれも盛り込む必要はないのではないか。細かい部分については、この基本方針を受けて、全ての学校がそれぞれに策定しなければならないものと思っている。
教育長	この基本方針は、やはり小学校から高等学校までの内容となっていると考える。序章でも児童生徒とされており、園児という文言がどこにも書かれていない。いじめ防止対策推進法の施行を受けて基本方針を策定している訳だが、同法は対象となる世代を示していたか。
学校教育課長	いじめ防止対策推進法では、対象となる学校については、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、幼稚部を除く特別支援学校とされている。児童等ということも学校に在籍する児童と生徒となっている。
教育長	対象をある程度限定しなければ基本方針のポイントが絞れないということで、法では具体的に対象を示しているものと考える。
教育委員 教育長	法に基づき、市の基本方針も、対象は小学校から高等学校までと考えればよいか。 小学校から高等学校までを対象とした方針であるが、幼稚園・保育園、また高等学校卒業後といった前後の期間についても、必要があれば言及すべきかもしれない。幼稚園等から小学校に繋ぐという観点からも、引継ぎに関しては何らかの記載が必要と考える。
教育委員 学校教育課長	第1章中のいじめの定義の文言が非常に分かりにくい。 いじめ防止対策推進法に基づく表現であるのでご了承いただきたい。研修等では、かみ砕いて分かりやすい説明を行っていただきたい。
教育長	学校間等の引継ぎに関する内容は追記させていただく。それを踏まえて、可決に賛成の方は、挙手願う。 (全員挙手)
教育長	議案第48号は、可決する。
	議案第49号「高梁市教育委員会の事務に関する点検評価について」は、議案に沿って、主な事業を中心に事務局より説明。
教育長	(制度の概要を教育次長、基本方針1を学校教育課長、社会教育課長、学識経験者の意見を教育総務課長より説明) この報告書の内容でよいということになれば、議会へ報告させていただくこととなる。まず基本方針1の内容について、何か質問等はあるか。
教育委員	山田方谷の教材化に関しての学識経験者の意見があるが、現場の先生方は、教材を作った人、指導した人が集まって指導案を作り、その指導案のモデルで授業実践もされ、県でも発表されており、意見にある手順はきちんと踏んで取り組まれていたので、誤認があるのでないか。
学校教育課長	29年度は取り組めているが、放っておけば風化してしまうので、今後も継続した取り組みが必要とのご意見と認識している。山田方谷だけでなく、他の4人の人物の教材もあり、山田方谷のDVDも完成した。これらをいかに活用するかということが課題であるので、広く周知を図り、活用できるよう努めたい。
教育委員	広めるための方法を考えなければならないといった趣旨の意見であったのであれば、文章の修正が必要と考える。少なくとも山田方谷に関しては、現場の先生方も一生懸命取り組んでこられたのであるし、今の報告書の表現では、何も取り組みが行われていなかつたように受け取れる。
学校教育課長	山田方谷以外の人物については取り組みができておらず、その辺りを含めてのご意見であったと考えるが、確かに今の表現では山田方谷に関してのみの内容にも受け取れるので再考したい。

教育委員	<p>小・中学生を対象に開催してきた子ども議会について見直し、31年度からは高校生議会に切り替えるということで、学識経験者からは小・中・高生が同じグループになって行うとはできないかという意見があつたが、私も同感である。中学校では、こども議会が子どもたちのよい経験になると思われている反応も多いように感じている。可能であれば、中・高の生徒が連携しての開催も面白い取り組みにもなるのではないだろうか。</p>
学校教育課長	<p>高校生がどのような意見を持っているのか、これまでと視点を変えて、高校生議会を開催したいと考えている。それを踏まえて、中・高連携ということもできるかもしれない。ただし、小・中学校は10月ごろの開催を、高校は夏休みを希望され、日程調整が難しいこともあるため、まずは高校生だけで実施したい。</p>
教育委員	<p>この報告書は議会に提出され、保存されるものであるので、全体の文字や体裁については統一し整えてほしい。また、事業の課題が前年度と全く同じ内容となっているものや、具体性に欠ける内容も見受けられるので、その辺りは検討してほしい。学識経験者の総評にもあるように、内容が前年度と同じであれば、1年間何もやってこなかったと受け取られる。</p>
教育長	<p>事業実施目標の内容についても、端的に記載してあるもの、事細かに説明してあるものと、所属によって異なっており、ある程度の統一が必要かもしれない。また、重点施策という観点からも、もっと対象事業を絞る必要があるとは考えている</p>
教育総務課長 教育長	<p>報告書の体裁等でご指摘をいただいた箇所については、再度確認させていただく。 教育委員も含めて教育委員会全体の評価であるので、こう変えてほしいということだけではなく、このように評価されているという観点でも検討いただきたい。</p>
教育委員	<p>(基本方針2を学校教育課長、教育総務課長、学識経験者の意見を教育総務課長より説明)</p> <p>「食に関心をもつ契機となる取組の充実」の項目の課題として、「学校数・児童生徒数の減少で取組対象校が限定される」とあるが、前年度の点検評価にもあり、できないという事情がよく分からないので教えてもらいたい。</p>
学校教育課長	<p>複式学級が増加しており、5年生と6年生が単独で家庭科の授業を行っていれば、6年生のこの単元に組み込んでほしいと依頼することができるが、複式学級では2年間で5・6年生の単元を学んでいくため、タイミングによってはその単元を扱わない年に当たってしまうことがある。高梁、有漢、川上の学校給食センター単位で順番を回しているが、依頼しても単元のタイミングが合わず、他の学校に依頼せざるを得ないことも多く、何年も実施できない学校があるという状況である。</p>
教育委員	<p>「就学援助費」の項目の成果・課題欄で、準要保護の金額が前年度と大きく違っている。対象人数はほとんど変わらないのに、金額がそれほど変わることがあるのか疑問に感じた。予算が大幅に引き上げられたのか、前年度の点検評価の金額に誤りがあったのか。間違いでなければよいが、確認しておいていただきたい。</p>
教育長 学校教育課長	<p>数字は合っているのか。 合っていると思うが、前年度と倍程度違うということであるので確認は行う。</p>
教育委員	<p>(基本方針3を社会教育課長、スポーツ振興課長、文化センター所長代理、学識経験者の意見及び総評を教育総務課長より説明)</p> <p>高梁総合文化会館の自主文化事業の松竹大歌舞伎について、入場者数が770人と非常に少ない。台風が来たと記憶しているが、公演が1回なくなったのか。</p>
文化センター所長代理	<p>台風の影響で9月17日の開催を19日に延期した。予定どおり1日2回公演であったが、平日開催になったこともあって、この人数であった。</p>
教育委員	<p>「青少年育成センター運営事業」の項目の課題に、「目では見えないSNS等を利用した犯罪が増えており」とあるが、実際に高梁で起きているのか。</p>
社会教育課長	<p>SNSの非行について、手元に資料を持ち合わせておらず具体例はお答えできないが、高梁警察署の生活安全課長に会議等で高梁の非行の状況を説明いただいた中で、高梁においてもSNSの被害はあると伺っている。件数が極端に多いということではなかつたが、SNSで犯罪に巻き込まれる事案があり、低年齢化が危惧されるということであった。</p>
教育委員	<p>「たかはし広がる子どもの夢事業」で、夢の職業体験の「オーケストラがやって来た」には私も参加したが、せっかくオーケストラに来ていただいたのに、参加者</p>

	が200人足らずと、会場の総合文化会館のホールはガラガラの状態で非常に残念であった。こういう企画は、子どもに限定しなくとも、市民全体に周知してもよかつたのではないか。
社会教育課長	元々はオーケストラの鑑賞ではなく、子どもたちに楽器に触れる体験してもらう少人数でのコンパクトな内容を計画していたものだが、間に入っていたいた団体との調整が上手く行えず、最終的にオーケストラを鑑賞する形となってしまった。鑑賞という形での開催となったので、多くの人に来場いただくよう急きよ声掛け等も行ったが、参加者が少人数という結果になった。今後の事業実施に当たっては、途中の調整段階においての確認も十分に行っていきたい。
教育委員	「成羽美術館での展覧会の開催」の項目で、成果として「夏の展覧会では、『ティラノが成羽にやって来た！』を開催し、歴代2位の入館者数44,902人となった」とあるが、この歴代2位の入館者数というのが、単独の展覧会としての入館者数なのか、年間の入館者数なのか分かりにくい。
社会教育課長	この入館者数の表現については、年間入館者数に訂正させていただく。
教育委員	文学選奨の応募点数が、前年度に比べて随分と減っている。そのため、応募点数の半数は入賞するような結果となっており、事業自体の見直しが必要ではないかと感じた。
社会教育課長	文学選奨の応募点数の減少については、募集に係る広報が29年度は十分に行えていなかったことが一因である。今後は事業の進捗状況を確認しながら、しっかりと広報も行っていきたい。また、入賞点数については見直しを行い、29年度から点数を絞って、入選は各部門1点、佳作は全体で20点程度としている。
教育委員	図書館管理運営事業であるが、1人当たりの貸出冊数が6.6冊であったということで、目標値の10冊に足りていないのに、A評価としてよいだろうか。他の事業に比べて、甘い評価のようにも受け取られる。
教育長	一昨年ごろまで事務局では、B評価を事業評価のセンターラインとしていた傾向があった。普通にできてC評価、少し改善があればB評価、大きく改善すればA評価、大きく落ち込む、課題が大きいとあればD評価、廃止はE評価としていたが、全体に評価が厳しすぎるのではないかとの学識経験者の意見もあり、図書館の評価についても若干評価を上げた経緯がある。
社会教育課長	貸出冊数については、目標値10冊に対して6.6冊と、目標値に達していないことは事実である。しかし、25年度の実績値が2.1冊であったこと、また県の目標値が7冊であることを踏まえると、目標値がかなり高い設定とはなっている。
教育長	県立図書館は、県民192万人に147万冊で、1人当たり約0.7冊の貸出冊数であることを考えると、市の最初の目標設定が高すぎたかもしれない。
社会教育課長	高い目標値となってはいるが、高すぎるとしてすぐに変更するのではなく、この目標値を目指して頑張っていきたいと考えている。
教育長	体裁等でご指摘いただいた内容については修正した上で、議会へ報告させていただきたい。それを踏まえて、可決に賛成の方は、举手願う。
教育長	(全員挙手)
	議案第48号は、可決する。

5. その他

- (1) 平成30年7月豪雨に伴う教育委員会関係の主な中止・縮小事業について（各課）
- (2) 高梁の就学前教育を考える会について（学校教育課）
- (3) 中学校部活動のあり方を考える会（案）について（学校教育課）
- (4) 文化センターの指定管理について（文化センター）
- (5) 平成30年度高梁市市民プール利用状況等について（スポーツ振興課）

6. 閉会 午後4時30分閉会

高梁市教育委員会会議規則第21条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年 9月 14日

署名委員 吉川 昭

署名委員 川上 はる江

作成職員 村上 靖惠